

3月議会の報告 ④ 議員提案と一般質問の主な特徴

2012.5.13 議会報告会

担当：森戸 洋子／議会運営委員

私は議員提案と一般質問について報告します。

まず、議員提案です。議会の役割の一つとして政策を立案し提言することがあげられます。議員の政策提案権を活用するのが議員提案です。提案内容は4種類あります。1つは条例の提案です。これは市民の要望を、議員が条例を作り、政策提言するものです。2つ目は、市長提案の議案に対し修正案を提出する、3つ目は「意見書」です。政策提言や要望を意見書と言う形にまとめ、国会又は国や東京都に提出します。4つは「決議」です。これは市議会としての意志を示すものです。

条例案、意見書・決議は、地方自治法の規定で、本会議には12分の1以上の賛同があれば提案できます。委員会で修正案は1名上の署名を持って提案できます。

3月定例会で各会派から提出された条例は1件、意見書・決議は13件、修正案・予算の組み替え動議などは11件です。

今日は修正案について報告します。市長から提案された「職員の給与に関する条例の一部改正」、「職員の退職手当支給条例の一部改正」に対し修正案が提出されましたが、賛成少数で否決されました。各会派の態度は「議会だより」の5ページの「議案の審議結果」にあります。

市長の提案は、1つは地域手当支給率を2年間で12%を11%、10%に段階的に引き下げる。2つ目は、職員の住居手当の上限額17300円を13300円に4年間で段階的に引き下げる、3点目は退職手当の貢献度制にもとづく調整額について1点460円を1000円に引き上げて加算するというものです。とりわけ退職手当は市長から以下の説明がありました。民間企業では、ポイント制度が導入され、年功重視型から貢献度制を重視している。国家公務員も在職中の貢献度を反映できるよう新たに調整額が設けられ、2006年（平成18年）4月1日に施行されている。地方公務員は「均衡の原則」から見直しが行われ、小金井市においては平成23年度から国の制度に準じて調整額を導入してきた。今回、給与制度改革で東京都への給与表へ移行したことから都に準じて調整額の見直しを行う、以上です。

修正案はこの3点について、地域手当引き下げの時期を早めること、住居手当は金額を引き下げること、退職手当は加算分1ポイント1000円を元の1ポイント460円にし、主事職には加算はしないという内容でした。結果は、賛成少数により否決されました。採決態度は議会だよりの5ページをご覧ください。

修正案を提案し、賛成した議員の主な論点は、地域手当、住居手当を引き下げるテンポが遅い、住居手当は、東京都の水準や多摩平均より高いことは問題である。退職金引き上げにより、3000万円を超える職員が昨年の1人から4人になる。市民の理解は得られない。退職手当について官民格差が402万円もある。官が民を上回っている。さらに市の非常勤職員の格差がはなはだしいので問題があるというものです。

修正案に反対する議員の論点は、人件費は、職員定数の削減、平成23年度給与表の見直しでさらなる人件費が削減され、改善が進められている。この間、部課長職など管理職と

一般職の給与に違いがなく、管理職のなり手がおらず、改善が必要だ。そのため民間の退職金制度にならってポイント制を導入し、新たに退職手当の調整が行われた。給与制度改革で、給与月額を 4.8%下げている。今回の改定は給与構造改革の範囲内で行われている。という討論が行われました。

また、次の論点もありました。地方公務員は労働者としての基本的な権利が認められておらず、人事院勧告等に基づいて、労使の話し合いで労働条件を合意し、条例として議会に提案し、決定されていく。労使の自主的な話し合いで合意し決めていることを議会は尊重すべきである。ただし 1 つの職員団体と合意に至っていない中で提案するのは問題である。以上です。

次に意見書や決議の提案です。詳細は議会だよりの 7 ページをご覧ください。意見書は 14 本、決議は 2 本提出されました。この中で、3 月定例会を前に開催された臨時会の議案ですが、市民交流センター問題について報告します。1 月 31 日に取得議案が提案され、2 月 10 日の本会議で賛成多数で可決されました。しかし、議会が意見の違いを超えて最後まで課題として重要視したのは管理規約をめぐる問題です。

市民交流センターの取得にあたって全議員の賛成で「決議」を可決しました。お手元に「決議」と都市再生機構の「回答」を資料としてご配布しておりますので、ご参照ください。

経過について説明します。市民交流センターの取得は 1 昨年 11 月に市議会として可決しましたが、都市再生機構のミスにより、1 敷地 1 棟の登記ができなくなり、議決が無効となりました。昨年は、1 敷地分棟の登記に変更する作業が進められていました。建物はそれぞれの所有ですが、敷地は小金井市、民間 3 者の共同所有です。しかし、敷地の管理や利用方

法について、2 名と地権者の要望と小金井市の考えていることが折り合わず、小金井市は管理規約を締結しないで、市民交流センターを取得する議案を 1 月 31 日に提案してきました。

小金井市の対応について、市議会では、市民の文化振興の拠点として大きな役割を果たすセンターである、1 昨年いったんは賛成多数で可決しており、10 億円の国の補助金（まちづくり交付金）が交付されなくなるのは市の財政に影響を与えるので取得すべきと言う賛成の意見、今後の財政負担が大きく市民サービスや福祉の切り捨てにつながることや管理規約が結ばれない中では買うべきではないという反対の意見に分かれました。しかし、管理規約については市議会全体では、将来に利用にあたって問題を起こすようなことがあってはならず、都市再生機構に対し責任を持って対応することを市議会として伝えるべきであるという点で全議員が一致しました。そこで市議会の意志として「決議」を都市再生機構に提出するということになりました。内容は資料の通りです。その後都市再生機構から、小金井市を通じて市議会に対し回答が送られてきています。

次に一般質問です。これは議会だよりをご覧ください。一般質問は 1 議員概ね 1 時間が割り当てられ、市長や行政当局に対し市政全般にわたって質問することができます。議会が開催される 3 日前午後 12 時までに議会事務局に質問事項の通告を行います。毎回 20 名以上の議員が質問します。

以上で私の報告は終わります。ありがとうございました。